12　都道府県知事は、法第九十一条の規定により、特定解体工事元請業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。
一　解体工事（法第四十二条第一項に規定する解体工事をいう。次条第六項において同じ。）に係る建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無の確認及び当該確認の結果に係る説明の実施の状況
二　法第四十二条第一項の書面の交付及びその写しの保存に関する事項
13　都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種フロン類引渡受託者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。
一　フロン類の引渡しの受託又は引渡しの実施の状況
二　法第四十三条第四項の書面の保存に関する事項
三　委託確認書の回付及びその写しの保存に関する事項
四　引取証明書の写しの保存に関する事項
14　都道府県知事は、法第九十一条の規定により、その登録を受けた第一種フロン類充塡回収業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。
一　フロン類の充塡、引取り、回収、再生又は引渡しの実施の状況
二　法第三十七条第四項の充塡証明書の交付又は法第三十八条第一項の登録に関する事項
三　法第三十九条第六項の回収証明書の交付又は法第四十条第一項の登録に関する事項
四　引取証明書の交付又はその送付及びその写しの交付並びにその写しの保存に関する事項
15　都道府県知事は、法第九十一条の規定により、その登録を受けた第一種フロン類充塡回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。次条第十一項において同じ。）に対し、フロン類の運搬の実施の状況に関し報告を求めることができる。
16　都道府県知事は、法第九十一条の規定により、第一種特定製品引取等実施者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。
一　第一種特定製品の引取り等（法第四十五条の二第一項に規定する引取り等をいう。次条第八項及び第十二項において同じ。）の実施の状況
二　引取証明書の写しの回付及び保存に関する事項

第六条第一項中「係るフロン類」及び「当該フロン類」の下に「及びフロン類代替物質」を加え、「及び」を「並びに」に、「必要最小限度」を「必要な最小限度」に改め、同条第二項中「検査させる」を「検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させる」に改め、同条第四項中「法第九十一条の」を削り、「立ち入り」の下に「、その再生に係るフロン類」を加え、「検査させる」を「検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させる」に改め、同条第五項中「立ち入り」の下に「、その破壊に係るフロン類」を加え、「検査させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り試料を無償で収去させる」に改め、同条第六項中「法第十六条第一項の」を削り、「場所」の下に「（当該第一種特定製品の管理者が法第四十二条第一項の特定解体工事発注者である場合にあっては、解体工事に係る建築物その他の工作物又は解体工事の場所を含む。）」を、「当該管理第一種特定製品」の下に「（解体工事に係る建築物その他の工作物に立ち入る場合にあっては、当該管理第一種特定製品が設置された建築物その他の工作物を含む。）」を加え、同条第八項中「又は事業所」を「若しくは事業所又は第一種特定製品を設置する場所（当該第一種特定製品廃棄等実施者が第一種特定製品引取等実施者に当該第一種特定製品を引き渡す場合にあっては、その引取り等に係る場所を含む。）」に、「廃棄又は譲渡」を「廃棄等（法第二条第八項第三号に規定する廃棄等をいう。）」に改め、同条第十項中「法第九十一条の」を削り、「法第五十条第一項ただし書の規定により主務省令で定める」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。
9　都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、特定解体工事元請業者の事務所又は事業所に立ち入り、関係帳簿書類を検査させることができる。

第六条に次の一項を加える。
12　都道府県知事は、法第九十二条第一項の規定により、その職員に、第一種特定製品引取等実施者の事務所又は事業所に立ち入り、その引取り等に係る第一種特定製品及び関係帳簿書類を検査させることができる。

第七条中「第九十三条」を「第九十三条第一項」に改める。

附　則

この政令は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

経済産業大臣　菅原　一秀
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第六十二号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百九条の四第一項第三十八号及び第百十条の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険料全額免除の申請） **第七十七条**　（略） 2・3　（略） 4　市町村から提供を受けた所得及び世帯の情報その他の情報により厚生労働大臣が保険料全額免除の要件（法第九十条第一項第一号に係るものに限る。）に該当する蓋然性が高いと認める者に係る法第九十条第一項の規定による申請については、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号の二までに掲げる事項その他必要な事項を記載した申請書を機構に提出することによって行うことができる。 （平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請） **第七十七条の五**　（略） 2・3　（略） 4　市町村から提供を受けた所得及び世帯の情報その他の情報により厚生労働大臣が保険料の免除の特例の要件（平成十六年改正法附則第十九条第一項第一号若しくは第二項第一号又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項第一号に係るものに限る。）に該当する蓋然性が高いと認める者に係る平成十六年改正法附則第十九条第	（保険料全額免除の申請） **第七十七条**　（略） 2・3　（略） （新設） （平成十六年改正法附則第十九条第一項若しくは第二項又は平成二十六年年金事業運営改善法附則第十四条第一項の申請） **第七十七条の五**　（略） 2・3　（略） （新設）